

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年9月14日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(六角川下流定期縦横断測量)
- 2 作業期間 平成30年8月31日から平成30年11月30日まで
- 3 作業地域 佐賀市、小城市並びに杵島郡白石町、江北町及び大町町